

# 文部省資料から見る大学公開講座の発展 ～1945年から1990年まで～（中）

山本珠美

はじめに

- I. 資料について
  - II. 大学公開講座とは何か（以上、前号）
  - III. 政策文書に見る大学公開講座（本号）
  - IV. データに見る大学公開講座（以下、次号）
- おわりに

## III. 政策文書に見る大学公開講座

本論に入る前に、何を「政策文書」として取り上げるか、説明しておきたい。

大学公開講座の導入を謳ったのは、他の多くの戦後教育改革と同様、昭和21年3月31日に連合国軍最高司令官マッカーサーに提出された『米国教育使節団報告書』である。同報告書の「五、成人教育」の章で「日本の諸学校、専門学校、および大学は、成人教育を起動させる大きな潜在力である。」と指摘され、続く「六、高等教育」の章では「講座の公開による教育」という小見出しが付けられた以下のような記述が見られる。

成人教育の一般的な主題は、本報告書の別の箇所であげられている。だが、われわれは、この分野においても大学がより多くの責任を引き受けることを提議する。公開講座を開くことによって、大学は、正規の大学課程に入学する資格のない成人の聴講生に、刺激と教授とを与えることができるのである。（公開講座というのは、学士号を目的としない学生のための、学園内または学園外で設けられる講座を指すのである。）

この計画は、大学を一般人とより密接に結びつけるという点でとくに貴重であろう<sup>1)</sup>。

戦前の帝国大学令・大学令には公開講座に関する条文は一切存在しない。先行事例とされる取組は各地で見られたものの、制度として確立していたとは言い難い。同報告書は戦後の教育改革の起点として検討が不可欠な文書である。では、上記の引用文言は、教育使節団の誰が、どのような影響下で発したものであろうか<sup>2)</sup>。

そもそも終戦後の占領下においては、文部省の動向だけを見ていたのでは不十分で、総司令部（GHQ）特に民間情報局（CIE）と、その要請により設置された内閣総理大臣直属の教育刷新委員会、これらとの関係の中で、どのように学校教育法・社会教育法の大学公開講座に係る条文が作られたのかを検討しなければならない。1945年以降の大学公開講座の発展過程について述べるのであれば、当然これらの作業が必要である。ただし、この点については後日別稿を著すこととし、本稿では学校教育法や社会教育法の当該

条文の成立過程については踏み込まないこととする。

本稿で検討する文部省の政策文書は、主に審議会資料である。はじめに取り上げるのは社会教育審議会である。Ⅱ章で論じたように、昭和40年代まで大学公開講座は大学行政の本丸である大学学術局ではほとんど顧みられず、文部省社会教育局所掌の「大学開放講座」として推進されてきた。そこで、まずは同局に設置された社会教育審議会の答申類を検討する。

続いて取り上げるのは社会教育審議会以外の審議会である。大学紛争後の大学行政において大学公開講座（あるいは「開かれた大学」理念）がどのように語られてきたかを検討するため、中央教育審議会、および、同答申を受けて設置された高等教育懇談会（とその後身）の該当箇所を詳しく読むこととする。さらに、昭和40年代以降、徐々に生涯教育・生涯学習に注目が集まるようになると、その観点から大学公開講座が着目されるようになった。生涯教育・生涯学習を扱った中央教育審議会、臨時教育審議会における議論を追う。なお本稿のタイトルは「文部省資料から見る大学公開講座の発展」であり、首相直轄の臨時教育審議会（昭和59～62年）の位置づけは微妙であるが、臨教審のその後の文部行政への影響を考えれば扱わないわけにはいかないだろう。

これらの答申のうち、大学に関わる内容について詳しく調べてみると、その背後に国立大学協会や大学基準協会などの大学関係者・団体の見解がある場合がある。しかし、それらの関係については後日の課題とし、審議会答申およびそこから派生した会議体の文書のみを絞って検討することとする。

### Ⅲ－1. 学校開放の一部としての「大学開放講座」

#### Ⅲ－1－1. 学校開放委員会から社会教育審議会学校開放分科審議会へ

社会教育審議会は、昭和24年6月10日に社会教育法が制定され、続く7月5日に社会教育審議会令が公布されることによって誕生した。同審議会には当初3つの分科審議会が置かれたが、その一つである学校開放分科審議会によって大学開放講座を含む学校開放講座が審議されることになった。ただし、この学校開放分科審議会には、前身である「学校開放委員会」があった。

昭和24年当時、社会教育局社会教育課の課長補佐で学校開放を担当していた森川立也によれば、米国教育使節団による学校開放の勧告を受けて、文部省では「社会教育の重要な施策の一として、戦災のためあらゆる方面の諸施設が不備不足の中にあっては、比較的整備している全国の学校の施設を、その学校の経験に富んだ職員組織とともに高度に利用しようとする学校開放講座がまっさきにとりあげられ」た（森川、p.33、以下本項内同様）。昭和21年度には都市の一般成人のため、官公私立の大学高専29校に文化講座を開設し<sup>3)</sup>、一方、地方に住む人々のためには約1,000の社会学級を開設した。これらの講座は「拙速的のものであったにかゝらず、戦中戦後を通じての心の空白を満たそうとする欲求が学校開放講座に対する強い渴望となってあらわれ」たという。そして、より広範囲にわたって開設を望む要望が高まってきたこと、予算の見込みもついたことから、翌22年度は「多少系統的に計画し、一般大衆向きの文化講座の外に専門的知識技能を相当長時間にわたって習得できる専門講座、更に季節的にみて学校の施設および職員組織を最高度に利用できる夏期学校などを開設してはとの声が社会教育局内に強くなって来た」。その際、「せっかくの計画をよりいっそう適切なものにするため広く学識経験者の意見をきくことが効果的でもあり民主的でもある」ということから、昭和22年1月14日に文部省内で学校開放講座懇談会が開催された。それは「談笑の間に広い分野にわたって研究討論が行われ、列席者一同非常に有意義な会合であったと感想を述べていた」というが、この懇談会こそが社会教育審議会学校開放分科審議会の起源である。

懇談会の席上では、「常置的な委員会を設けてはどうかという意見が非常に強く述べられ、当局においてもその必要性を痛感して「学校開放講座委員会設置準備委員会」を開くこと」となった。1月30日に初顔合わせを行い、以来数回にわたって小委員会・総会などが開かれ、その間に「学校開放委員会規程」もでき、9月1日付けで大学・高専・中等学校を含む官公私立学校関係者・学識経験者・文部省関係官等を含む37人の委員が委嘱発令され、学校開放委員会が成立した。第一回総会は10月22日に文部省内で開かれ、規程によって委員長・副委員長の選挙を行い、石沢貞義（東京大学庶務課長）が委員長に、古坂崑城（青山学院女子専門学校長）が副委員長に決定した<sup>4)</sup>。本委員会内には、クレジット部会、大学高等部会、新制高等学校部会、観覧施設部会、関西部会の五部会が設けられ、「ほとんど毎月一回部会あるいは総会を開いて学校開放を通しての社会教育の発展に貢献するところきわめて大であった」という<sup>5)</sup>。そして、本項冒頭に述べたとおり、昭和24年社会教育法・社会教育審議会令制定後は、社会教育審議会学校開放分科審議会となって継承された<sup>6)</sup>。

社会教育審議会令は、その第一条で社会教育審議会の所掌事務を「文部大臣の諮問に応じ、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する。一 社会教育に関する総合的な諸計画の立案に関する事項、二 学校開放に関する事項、三 純潔教育に関する事項、四 教育映画、幻燈画、紙芝居等の審査に関する事項、五 その他社会教育一般に関する事項」と定め、委員の定員・任期等に続いて、第六条で学校開放分科審議会、純潔教育分科審議会、教育映画等審査分科審議会の3つの分科審議会が置かれることとなった。しかし、1年も満たない翌昭和25年4月、社会教育審議会令は同時期に制定された青少年教育審議会令・労働者教育審議会令とともに廃止され、これら三者が合併した新しい社会教育審議会令となった。その際、第一条の所掌事務が増えるとともに、当初の3分科審議会に加え、青少年団体、青少年教護、児童文化、労働者教育の4分科審議会が加わって、計7つの分科審議会が置かれることとなった。さらに昭和26年5月には社会教育施設分科審議会、昭和27年6月には社会通信教育分科審議会も加わり、9つの分科審議会となった<sup>7)</sup>。そして、昭和29年6月、これらの分科審議会を6つに再編した際、学校開放分科審議会は消滅し、成人教育分科審議会が「婦人教育、労働者教育その他成人に対する社会教育及び学校開放に関する事項」（傍点筆者、以下同様）を扱うこととなった（あわせて第一条も改正され、従来第二号で「学校開放に関する事項」と単独で扱われていたものが、第三号「婦人教育、労働者教育その他成人に対する社会教育及び学校開放に関する事項」となった<sup>8)</sup>）。

なお、学校開放分科審議会が存在した時期の会議開催状況であるが、『文部省年報』各年度版によると、昭和24年度には13回、以後、11回（昭和25年度）、8回（昭和26年度）、2回（昭和27年度）、4回（昭和28年度）、5年間で計38回開催された。開催回数は当初2年間こそ月1回ペースであるがその後は減っており、また、他の分科審議会の同期間の開催数と比べると必ずしも多いとは言えないのが実情である<sup>9)</sup>。

### III-1-2. 社会教育審議会の建議・答申

さて、ここからは大学開放に関わる社会教育審議会の建議・答申を、古い順に3件見ていこう。

#### (1) 社会教育審議会建議「学校開放活動促進方策について」（昭和28年2月16日）

社会教育審議会学校開放分科審議会では、昭和26年度から2カ年にわたって学校開放活動推進方策について検討を続け、平成27年度の終わりに建議としてまとめた。

全体は「前文」「趣旨」「学校開放」活動促進上解決を要する諸問題」の3部構成である。「前文」と続く「趣旨」では、この建議の契機として平和条約締結と国際社会復帰を挙げ、「国民は全体の教養を高め

るとともに、国民道義を高揚し、全世界の期待に沿うようその品格の向上をはかることは緊急の要務であります」と述べる。もちろん「現在のわが国の経済力において各種の施設を新たに急造することの至難である」が、しかし「これら社会教育施設の貧困なわが国において幸にも学校施設の一応整備していることは誠に喜ぶべきことであると同時に、この比較的整備されている学校施設を社会教育のために最高度に活用することは現下において考えられる最も賢明かつ重要な方策であります」と言う。そして、昭和22年3月31日制定の教育基本法6条「学校の教員は全体の奉仕者である」という条文や、それに先立つ昭和20年11月6日、文部大臣前田多門による文部省訓令第12号の「学校教職員は本務として学校教育の事に当ると雖、現下の事態に稽へ、単に学校内に跼蹐することなく進んで社会教育の事に任ずると共に、学校の施設を一般に開放利用せしむる等の方途を講じ、以て教育の振興に一般の努力を払われんことを望む」という文言を挙げて、学校教職員の社会教育に果たすべき役割を確認している。

しかし「世上一般には過去における学校に対する観念の未だぬけきらぬ者多」とし、次のように述べる。

学校は学生生徒のためのものと考え、学校教員もまた学校のみ教員と己を狭く解する者が少くない。更に大学に至っては学校を學術研究の学府とのみ考え社会への奉仕を忘れ勝ちで、昔にくらぶれば格段の差はありますが、未だ大学をして象牙の塔の感を抱かしめるもの必ずしも皆無でなく、したがってこの兩者の間に挟まれて社会教育のことに携わる者もまた、と角学校をして社会教育の場たらしめることにしゅん巡し消極的になる傾向があります。

学校教育および社会教育関係者の従来の認識を新たにすることは極めて重要であり、本建議の最後の項「学校開放」活動促進上解決を要する諸問題」では、問題を「法制上の問題」「運営に関する問題」「財政上の問題」の3つに分け、具体的な解決策を述べている。部分的には既にⅡ章で述べているが、改めて説明しよう。

まず法制上の問題では5点の解決策、すなわち、1. 「学校開放」という言葉を法律上の用語とすること、2. 「学校開放」の定義を規定すること、3. 学校教育法中に学校開放を積極的に行う条項を設けること、4. 社会教育法中に国又は地方公共団体は私立学校に対して学校開放活動を勧奨することのできる条項を設けること、5. 学校教育法及び社会教育法中に学校開放講座において必要に応じ単位を授与することのできる規定を設けること、である。このうち、1と2については、教育基本法7条、学校教育法85条（制定時）、そして社会教育法第五章（制定時）に使われる「学校施設の利用」という言葉が「とかく狭く設備の意味に解されるおそれが多い」ため、単に施設の利用にとどまらない「学校開放」という言葉を法律上の用語とすること、そして学校開放を「学校の教職員組織及び講堂、教室、実験実習室、作業場、農場習林、図書館、体育館、運動場、プール等の教育施設並びに設備の全部若しくは一部を開放して社会教育に資すること」と定義すると、詳しく述べている。

次に運営に関する問題では、1. 国又は地方公共団体は学校開放活動の専任者を養成して学校に配置し、且つこれら職員の研修を行うこと、2. 学校は学校開放活動のための部課あるいは係を設けること、3. 学校開放活動を行う場合は受益者を含む運営委員会を設けること、4. 学校開放活動を行う場合は、行政機関及び広報機関と緊密な連絡提携をなし、広く社会人に周知する方法を講ずること、の4点が挙げられている。

最後に財政上の問題では、1. 学校の教職員が、兼任として学校開放活動に勤務する時その手当を保障

すること、2. 学校開放活動の一として国が行う各種講座に対する国費を増額すること、3. 地方公共団体が行う学校開放に対する国費の補助を増額し、その範囲を拡大すること、4. 国又は地方公共団体の勸奨によって私立学校が行う学校開放活動に対しその経費の全部あるいは一部を国又は地方公共団体が補助できるようにすること、5. 学校の設置者は、学校教育費の中に学校開放活動のための経費を計上すること、6. 平衡交付金<sup>10)</sup>の中に学校開放活動に関する経費を含む社会教育費の科目を設定し、その金額を明確にすること、の6点が挙げられている。

建議全体を通して興味深いことは、社会教育審議会が社会教育法の限界の指摘（私立学校の扱い）などの社会教育行政内部の問題だけに議論をとどめず、学校教育法をはじめ、学校教育にかかる人材養成や組織、財政にまで踏み込んでいることである。この姿勢は次の昭和30年の答申にも続くが、当時はほとんど無視と言って良い扱いを受けることになる<sup>11)</sup>。

## (2) 社会教育審議会答申「学校開放の実施運営はいかにあるべきか」(昭和30年3月18日)

本答申は昭和28年の建議に引き続き、学校は「積極的にその機能を開放して地域住民の要望にこたえその向上発展に資する必要がある」「文部当局は文教の根本精神に則り、学校教育、社会教育の区別にこだわることなく、学校の公共性をいっそう明確にし、教員は全体の奉仕者たる自覚に基づいて学校開放の職責を全うすることが肝要である」という考えに基づくものである。異なっているのは、先の建議が学校開放を学校種で区分せず共通の問題として取り上げていたのに対し、本答申では「小学校・中学校における学校開放」「高等学校における学校開放」「大学における学校開放」に分けて論じている点である。

このうち、「大学における学校開放」においては、「大学は地域的にも内容的にも多方面の要求に応じ得るものを有しているが、とくにその自主的な開放活動（例えば通信教育、公開講座、専門講座、学外出張講座等）ならびに他から委嘱をうけて行う諸活動（例えば社会教育主事講習、図書館司書講習、その他の研究指導活動等）を行うことがのぞましい」と述べている。公開講座（および専門講座）を「委嘱をうけて行う」のではなく「自主的な開放活動」と位置づけている点が目を引く。

さらに、大学開放を運営する具体的組織について「大学開放活動を総合的に計画しまたは連絡調整して運営の任に当るため、大学開放部もしくは大学開放に関する委員会（何れも仮称）を設けること。その際、原則としては社会教育関係の教職員をその構成員に加え専門的立場から助言を行うようにすること」と述べると同時に、学校開放にかかる大学の役割として「社会教育の指導者養成につとめ、かつ学校の教員を志す者にも社会教育の知識を十分に把握させるよう関係講座の充実をはかること」も付言されている。

そして、これらの学校開放の実をあげるために、文部省の措置として「学校開放が社会教育局のみの所管事項でないことに鑑み、他局課との充分なる連携をとりその根本的な解決を図り、必要に応じ中央教育審議会にも諮問すること」「国立教育研究所に社会教育研究部門を設け学校開放に関する研究を促進すること」「教員の資質の向上をはかると同時に負担の過重を軽減するため、定員に関しても考慮すること」「学校教育法第85条ならびに社会教育法第6章等関係法規を再検討すること」の4点も指摘されている。

なお、小中高校についても一言触れると、各学校に学校開放業務を担当する教員である学校開放指導員（仮称、小中学校）、学校開放主事（仮称、高校）を置くこと、教育委員会には学校開放を主として担当する社会教育主事を設置すること、教員負担に関して十分な給与の措置を講ずること、各種条例・規則を再検討することを指摘している。昭和28年の建議同様、法の再検討、人的配置・責任体制、財政的措置（教員給与）について述べられていることが分かる。

## (3) 社会教育審議会答申「大学開放の促進について」(昭和39年7月17日)

昭和28年建議、昭和30年答申が全学校種の学校開放を扱っていたのに対し、本答申は大学開放に特化したものであることが特徴である。

科学の進歩、産業経済の発展、あるいは生活の高度化などによって、成人教育に対する社会の要請が広範多岐かつ専門化してきた中、大学は「成人教育の緊要性にかんがみ、単に次代を担当する青年子女の教育にとどまらず、ひろく一般成人に対しても、大学開放活動を行って、現在、政治、経済、産業、文化等の各領域に活動する学外の成人層の、知的、文化的、道徳的水準の向上をはかるよう、社会教育関係者のあいだでその必要が強く痛感されている」。すでに各大学において地域住民を対象とする教育活動を行ってはいるが「さらに組織的・計画的に行い、その内容規模を充実拡大すること」が今後の大学の課題であると指摘している。

本答申では、大学開放を「1. 大学公開講座の拡充強化」「2. 地域振興への協力活動の推進」「3. 大学分教室の設置促進」「4. 通信教育および放送・出版活動の充実振興」の4つに分けて記述している。

「1. 大学公開講座の拡充強化」においては、大学公開講座を「大学開放活動の中心的な位置を占めるもの」と位置づけ、地方公共団体等各地で行われている学級・講座と比べ、大学の研究成果を背景とする高度の内容をもつものであり「成人教育における重要な形態方法として拡充強化する必要がある」と述べる。そしてそのための具体策として、①対象・内容、②開設方法、③学内実施体制、④国・地方公共団体の援助、⑤企業体等との協力を挙げる。

①対象・内容については、地域住民の要望あるいは社会の要請によるテーマを内容とすることとし「現職の実務者のための専門的知識技術の習得を目的とするもの」「一般成人のための生活上の知識技能の習得を目的とするもの」「一般教養の向上をはかることを目的とするもの」等を挙げている。そして公開講座の課程を履修した者に、所定の単位を付与することについても検討する必要があると指摘している。②開設方法は、「できるだけ継続的、定期的、常設的なものが、望ましい」ものの、「場合によって短期あるいは臨時的なものも考えられる」とし、さらに出張講座、巡回講座等によって広く一般に利用されるよう考慮することを求めている。③学内実施体制としては、連絡調整機関として学内に公開講座運営委員会等を設置することを提言している。

④国および地方公共団体の援助では、現在、国は普及奨励の目的で国立大学に対し公開講座の開設を委嘱しているものの、「公開講座は、本来、大学自体が積極的に開設すべきもの」とであると述べ、国・地方公共団体が開設促進のための措置を講ずる必要性を述べている。そして、従来の答申では見られなかった新しい視点が⑤企業体等との協力である。これまで大学開放を含む学校開放は、国・地方公共団体の教育行政および学校自体の問題とされてきたが、「各種企業体、経済団体等と協力して就業者に対する現職教育あるいは再教育を目的とする講座を開設し、産学協同の実を挙げるよう配慮すべきである」と、教育行政の枠外に置かれていた企業・経済団体との連携（産学協同）をも含むものとなっている（ただし、戦後初期には、労働者教育の文脈で学校開放に期待していたこともある）。

大学公開講座の拡充強化についての具体策は以上であるが、続いて、「2. 地域振興への協力活動の推進」として、地域産業の振興計画立案実施への助言協力、教育文化等の地域活動に対する指導助言、諸機関・団体との共同研究など、「3. 大学分教室の設置促進」として、多くの利用者の見込める地域に専任教職員を常置する大学分教室を設置して巡回講座・出張講座や地域振興活動の拠点とすること、「4. 通信教育および放送・出版活動の充実振興」として、学校教育法・社会教育法に基づく大学通信教育・社会通信教育の実施、テレビ・ラジオによる放送活動、出版活動、を挙げ、これらの活動を通してより一層の

大学開放を促進することを提言している。これらの指摘も従来の答申にはない新しい視点であり、大学開放が単に講座を開設するだけにとどまらないことを示すものとなっている。

大学開放（学校開放）を取り上げた社会教育審議会答申としては、その他に「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（昭和46年4月30日）がある。生涯教育の観点から社会教育を再構成する必要性を謳ったもので、これまでと比べ格段に長文となった答申文において網羅的概括的に問題点が整理されている。そのため、大学開放（学校開放）にのみ焦点が当てられているわけではないが、論点の一つとして「高度な知識や技術を組織的に与えうる学校は、青少年だけでなく、広く成人一般にも開放されなくてはならない・・・大学、高等学校等が、開放講座、通信教育、放送教育、夜間制などを通して、成人一般に教育の機会を提供するとともに、実生活を経験した成人が、その学習意欲に応じて、適宜、卒業後、再入学できる制度を設ける必要がある」「学校開放講座は、大学および高等学校等がその教育機能を社会に向けて開放するもので、集会的学習の一形態であるが、高度の専門的な学習要求に深くこたえうる点に特色があるので、その振興を図ることが望ましい」と指摘されている。

社会教育審議会では、昭和28年建議「学校開放活動促進方策について」から昭和46年答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」まで、大学開放を含む学校開放が重要な論点として度々取り上げられてきた。そして「大学開放」「学校開放」という言葉の含意は時代を経て少しずつ広がってきたことがわかる。当初は主に成人対象の講座開設という意味合いがほとんどであったが（特に社会教育行政の枠組みで語る場合は顕著であった）、昭和39年答申以降は大学の持つ潜在力をより一層さまざまな領域で活用していくことが求められるようになった。従来は大学の教育機能の開放について主に「正課外」の枠で論じていたのに対し、通信教育や放送教育、夜間制という「正課」の開放、さらには研究機能の開放（産学連携、共同研究など）という「社会教育行政」には収まらないような内容も含みつつ語られるようになったのである。その過程を通して、相対的に大学公開講座への注目度が徐々に弱まっていくことは否めない。「大学開放≒大学公開講座」から、「大学開放の一部を担う大学公開講座」への転換である。

### Ⅲ－２．高等教育改革の中の大学公開講座

#### Ⅲ－２－１．中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年6月11日）

社会教育審議会が答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」を出した約1か月半後、中央教育審議会も答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」をまとめている。本答申は、長期的な展望のもと、初等教育から高等教育までの学校教育全般にわたり制度的・内容的な改善方策を検討したものであるが、本稿の関心に沿えば、これまで社会教育行政の一部として扱われてきた「大学開放講座」を「大学公開講座」として大学行政の中に取り込む間接的な起点となったものと位置づけられる。

それでは、高等教育の関連箇所を見てみよう。まず、本答申の問題意識として「大学は、進んで歴史的・社会的な現実<sup>（一）</sup>に直面し、そこから研究と教育を発展させる創造的な契機<sup>（二）</sup>をくみとることができるような社会との新しい関係<sup>（三）</sup>を作ることによって、その社会的な役割をじゅうぶんに果たすことに努めるべきであろう」という記述がある。

「歴史的・社会的な現実」とは、「急激に変化する社会」であり、それとともに進んだ「高等教育の大衆化」

である。急激に変化する社会、そして複雑高度化する社会では、人々は自らの能力をより一層開発していかなければならない。しかし、単に学校教育の期間を延長してより多くのことを教えることは必ずしも効率的ではない。なぜなら、学校で獲得した知識は卒業後すぐに古くなってしまふからである。むしろ、必要に応じて再教育が受けられるような体制が必要となってくる。高等教育は中等教育から引き続いて進学する者だけの教育であるという考え方を改め、学習の意欲や必要が生じたときは適時勉学できるものとしなければならない。

これまで大学は閉鎖的であった。そうなったのには戦前の国家による不当な支配という歴史的背景があり、「学外に対して門を閉ざすことが大学の主体性を維持するうえにたいせつな条件であるとする消極的な考え方が強かった」。しかし、閉鎖的であるがゆえに独善に陥るといふ弊害が見られる。曰く、「大学の管理運営について学外の声を取り入れないため、当事者の便宜や学内事情だけで安易な道を選ぶようになる」「大学間の協力や産業界、地域社会などとの必要な連携についても消極的」「人事も閉鎖的に流れて、学外からの刺激が乏しいため、生氣のある創造的な活動が停滞してしまう」、等々、要するに、大学は社会から遊離してその社会的な使命を十分果たしていないのである。今後は教育・研究活動が内部から衰退しないよう「開かれた大学」でなければならない。旧来の閉鎖性に対する開放性、それが答申の言う「社会との新しい関係」である。

「開かれた大学」を実現するためには、一定年齢層の学生や特定の基礎学歴のある者だけではなく、広く国民一般に対して開放し、適時必要とする教育を受ける機会を提供する必要がある。そして再教育のための受け入れを容易にするためには、社会人・勤労者が履修しやすいよう、学校教育の伝統的な履修形態以外の方法による教育の機会も拡充する必要がある。たとえば、放送・VTR・通信を活用した授業や夏期・夜間などのスクーリングなど、夏学期制、夜間制、通信制、放送制、等々の多様化を進めることが考慮されるべきである（「放送大学」のあり方についても検討することが望ましいとされた）。また、聴講生制度を改め、科目等履修生として単位認定を行うことや、履修の成果に対する社会的評価を保障するため、一定の基準を満たした履修単位に対しては、適当な公的認定機関の審査によって各種専門的職業資格を取得するための基礎資格を付与できるようにすべきであることも提言された。

ここまで見てきたとおり、本答申では「再教育」という言葉が何回も登場し、大学公開講座そのものについては一切言及がない。正課における大学開放が主に検討され、正課外の取組にはほとんど関心がなかったようである。しかし、ここで指摘された高等教育の柔軟化・流動化に関する改善案は、本答申に基づいて設置された高等教育懇談会（次項）で引き続き議論され実施に移されることとなり、その過程、すなわち「高等教育改革」という文脈で大学公開講座にも注目が集まるようになった。そのような意味で、本答申は社会教育行政で扱われてきた「大学開放講座」を高等教育行政の「大学公開講座」へと転換する「間接的な起点」と位置づけられるのである。

### Ⅲ－２－２．高等教育懇談会・高等教育計画専門委員会

昭和46年中央教育審議会答申では、開かれた大学という理念の提示とともに、高等教育の改革と計画的な整備充実の推進が唱えられた。そして今後10年間にわたる長期教育計画策定が必要とされたため、昭和47年6月「高等教育懇談会」を設置し、①高等教育の全体規模、②国公私立の役割分担、③高等教育費の規模と財政負担、等を協議することとなった。以来、高等教育の拡充整備の長期的なあり方について検討が重ねられ、毎年度その検討結果をとりまとめていたが、昭和50年度にはそれまでの検討結果を踏まえ、昭和61年度を目標年度として以後の高等教育の計画的整備を行うことを明らかにした。そして、計画期間

を前期（昭和51～55年度）と後期（昭和56～61年度）に分け、前期計画として「高等教育の計画的整備について」を発表した（昭和51年3月15日、『大学資料』第57・58合併号、pp.17-40）。

これは主に量的側面について計画的整備の方向と内容を定めたものであるが、高等教育全体の構造の柔軟化、流動化の必要性についても指摘しており、計画策定の方針として、編入学、昼夜開講制などの弾力的な修学方式、放送大学の創設、単位の累積加算や相互認定、等々とともに「社会人の再就学の機会の拡大、公開講座、その他社会に対する高等教育機関の開放と積極的な活動を促進すること」が述べられている。ただし、主たる計画である入学定員増や地域配置計画については明確な数値が挙げられているのに対し（例えば国立大学年平均2,000人増、など）、公開講座その他に関する数値目標は一切書かれていない<sup>12)</sup>。

後期計画に向けては、高等教育懇談会を引き継ぐ形で、大学設置審議会大学設置計画分科会に高等教育計画専門委員会が設けられ、検討が行われた。前期計画の進行状況、18歳人口の動向、進学動向等に配慮しつつ、最終的に後期計画「高等教育の計画的整備について」を公表した（昭和54年12月14日、『大学資料』第74号、pp.1-22）。前期計画による整備の進行状況として、公開講座に関しては「社会に対する大学開放の面で大学公開講座が逐年増加し<sup>13)</sup>とする一方、総じて「前期、後期の計画を通じて重要な課題である高等教育の構造の柔軟化、流動化は、前期計画期間における進行状況をみても、必ずしも十分に進んでいない」と評している。そのため後期計画期間においても「各大学等の努力に期待するとともに、各種の施策を積極的に推進していく必要がある」として、公開講座について「一層推進することが望ましい」と述べている。

さらに、昭和61年度以降の高等教育の計画的整備のあり方については、昭和56年12月以来、高等教育計画専門委員会で審議が進められ「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について（報告）」（昭和59年6月6日、『大学資料』第92号、pp.1-47）がとりまとめられた。これは昭和75年度までの15年間の展望に立ち、当面、昭和61～67年度の7年間計画であるが、ここでも長期的な視点に立った今後の高等教育の基本的なあり方として「生涯学習の場として広く職業人・社会人にも開放されるものとなるべきこと」と指摘している。そして、「開かれた高等教育機関の整備」の方策の一つである公開講座について、「大学公開講座については、昭和56年度には半数以上の大学において開設されており、その実施が積極的に推進されてきているが、なお、内容等の多様化を図る等工夫改善する余地がある（別紙5参照）」「大学等における公開講座については、その拡充を図るとともに、内容を一層充実させること」と指摘している。

この「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について（報告）」には、昭和51年、昭和54年の「高等教育の計画的整備について」にはなかった、「別紙5 開かれた高等教育機関の整備」が付せられ、公開講座の現状も掲載されている<sup>14)</sup>（前2者の別紙は入学定員や進学動向、高等教育費についてのみ）。高等教育計画専門委員会内で公開講座への関心が高まっていたことが伺える。しかし、そのデータを見てみると、様々な問題が浮かび上がる。国公立で多少違いはあるものの、内容においては6割弱が「教養等」であり、また一講座あたりの開設時間数について、私立大学ではほぼ半数の公開講座が「0～5時間」である。講座数そのものは量的に拡大したとはいえ、かつて、三井為友が「どの程度までを大学開放講座と名づけてよいか」（三井、p.20）と指摘したことが思い起こされる。昭和22年度に専門講座が始まったとき、その委嘱条件は「専門の知識技能を習得したいと希望する者に対して2、3ヵ月にわたり総学習時間数250時間程度の系統的な講義、解説を行う講座」（『社会教育10年の歩み』昭和34年、p.76）であった。三井は、昭和30年度社会教育調査に基づき、昭和29年度に実施された専門講座（委嘱・自主）を分析した際、「専門講座と名づけていても、学習時間の平均をみると1講座あたり20時間に満たない。委嘱講座に関するかぎり、この年度において最低100時間を下らないこととなっていたのであるから、これを最低

時間だけすべての委嘱講座が実施したものとして差し引くと、残りの委嘱以外の専門講座（300講座）は、平均学習時間が12時間にさえ成らない。これで果たして専門講座の名に値するものなのか」（同上、p.26）と述べた。開設時間数が「0～5時間」ということは、その多くは単発の講演会のようなものであろう。これを数十時間をかけて行う講座と同じ「公開講座」の枠組みで語って良いのだろうか。

以上、昭和50年代に出された高等教育の計画的整備に関する文書を見てきた。当初はただ「促進すること」「推進すること」と述べられていたに過ぎなかった大学公開講座であるが、10年間でデータ上ある程度の量的拡大を果たしたため、さらに内容面での充実についても指摘されるようになった。量から質へ。昭和50年代の10年間を通して、量的拡大から質的充実へと求めるものが変わってきたことが見て取れる。

### Ⅲ－3. 生涯教育・生涯学習の視点から見た大学公開講座

#### Ⅲ－3－1. 中央教育審議会答申「生涯教育について」（昭和56年6月11日）

中央教育審議会では昭和54年6月8日に答申「地域社会と文化について」が出された。文化行政の視点及び施策として学校開放の促進が取り上げられ、「大学についても、公開講座の開催や体育・スポーツ施設の一般利用などが行われているが、その開放を更に積極的に進めるべきである」と、小中高校の開放とともに大学開放も進めるよう指摘された。

さらに、昭和56年には中央教育審議会にて「生涯教育について」と題する答申が発表された。Ⅲ－2で見たように、高等教育改革で大学公開講座に注目が集まったのは「社会人の再教育」「生涯学習」という文脈であり、本答申ではその「生涯教育・生涯学習」が中心的議題として議論されたのである。そして、本答申は昭和46年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」および中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」が出されてからちょうど10年後である。10年前、この2つの答申により、生涯教育の観点から全教育体系を総合的に整備することが検討課題として提起された。その課題に応える答申ということになる。

本答申は、生涯学習および生涯教育を次のように定義している。しばしば引用される箇所であるが、改めて確認しておきたい。

今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。

この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。言い換えれば、生涯教育とは、国民の一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である。

本答申は、人の生涯を①成人するまでの時期、②成人期、③高齢期に分けて考察しつつ、一方、家庭教育・学校教育・社会教育の領域別の今後の課題も検討されており、このうち学校教育については「弾力化と成人に対する開放」が挙げられている。成人が学習する必要性や要求が高まりつつある中、彼らが容易に選択可能な効果的な学習機会ができるだけ広く用意されることが望ましく、「成人において学校での修

学を容易にするために、学校教育の開放を促進することの意義は大きい」「学校教育、特に大学教育をはじめとする高等教育の制度や運用方法の一層の弾力化、柔軟化を図る必要がある」と指摘している。そして、「第四章 成人期の教育」の2節全体が「成人への学校教育の開放」に当てられている（学校教育と書いてあるが、実際に取り上げられているのは高等教育のみである）。

同節は、「高等教育機関は、主として高等学校から直接進学する者を受け入れており、成人に対する開放は必ずしも十分ではなかった」、あるいは、最近では成人を受け入れる努力が一部大学・大学院で行われているものの「高等教育機関全体としては、これらに対する取組は少なく、また、社会的にも十分利用されるには至っていない」と現状を評価する。そして、今後は、生涯教育の観点から高等教育の機能をより積極的に成人に対して開放するよう、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校・各種学校、それぞれに分けて提言している。

大学の項は、さらに①正課、②正課外、③放送大学、④大学院に分けられている。大学公開講座は②正課外に該当するが、正課外の開放は「大学に余裕があり、正規の教育に支障がない場合に実施されるのが現状」であって、これらを「大学が教育活動の一環として取り入れ得るように諸条件の整備を進めなくてはならない」と指摘する。そして大学公開講座については「地域社会での生涯教育を進める上で効果的な企てであり、逐次その推進が図られている」とした上で、「加えて、一部の国立大学では公開講座等の事業を推進するため、「大学教育開放センター」を設置するなどの試みも行われている<sup>15)</sup>」ことを挙げ、「今後、更に地域住民の学習要求を把握しつつ、意欲的に公開講座の拡充を図り、大学の開放性を高めることが期待される」と述べている。

なお、①正課については、学士入学などの編入学、昼間学部への受け入れ拡大、昼夜開講制、通信教育などの制度の拡充、単位認定・累積加算、入学者選抜方法・学習評価の多様化など、③放送大学については、入学者選抜試験を行わず柔軟かつ流動的に大学進学のを保障することや、科目履修生・選科履修生の受け入れ、④大学院については、学習要求の高度化に従い、社会人の継続教育・再学習を可能とする新しい形の大学院のあり方を検討すること、等が指摘されている。そして、これらとは別に、人事および教員の学外活動に関して、「社会の優れた人材を教員や研究員等として迎え入れることを大学等は検討すべき」「大学等の教員が、学外において研究成果を発表したり、社会教育の諸事業や民間の教育・文化事業などに協力すること」も挙げられている。

また、大学開放の成否は「窮極のところ、学校関係者の意識と姿勢にかかっている」と指摘している。学校内部の理解や支持を得にくいことや、社会的需要を配慮した柔軟な教育課程を編成することに消極的である現状を挙げ、「教員や学校の経営責任者が大学等をより積極的に社会の中に位置づけるよう努力を払うことが期待される」と述べている。

本答申中に述べられた大学開放の具体的施策は、Ⅲ－2で述べた高等教育改革と同時期ということもあり、特段目新しい点はない。ただし、ここで焦点の当てられた「生涯学習」というキーワードは、次の臨時教育審議会答申では21世紀に向けての改革の目玉として、より一層の脚光を浴びることになる。

Ⅲ－3－2. 臨時教育審議会「教育改革に関する第一次答申」（昭和60年6月26日）・同「教育改革に関する第二次答申」（昭和61年4月23日）・同「教育改革に関する第三次答申」（昭和62年4月1日）・同「教育改革に関する第四次答申」（昭和62年8月7日）

昭和59年に中曽根康弘首相（当時）が設置した内閣直属の審議会である臨時教育審議会は、4次にわたる答申を提出し、昭和62年に解散した。この審議会が他の審議会と異なるのは、例えば、中央教育審議会

が政令（中央教育審議会令）による設置であるのに対し、臨時教育審議会設置法（昭和59年8月8日法律65号、昭和62年8月21日失効）という法律により設置され、委員は国会で議決を経て任命されている点にある。このような設置形態は、教育行政においては戦後直後に設置された教育刷新委員会に次いで2度目であり、それ以降の事例はないという（例えば近年の第一次安倍内閣の教育再生会議、第二次安倍内閣の教育再生実行会議は閣議決定により官邸に置かれたものである）。

第一次答申では、本審議会における改革の基本的考え方として、個性重視の原則や国際化・情報化への対応とともに「生涯学習体系への移行」を挙げ、主要課題として「生涯学習の組織化・体系化と学歴社会の弊害の是正」や「高等教育の高度化・個性化」が掲げられた（主要課題には他に「初等中等教育の充実・多様化」「教育行財政の見直し」等もある）。「高等教育機関は、一つの生涯学習の場である」として、生涯学習・高等教育の両面において議論が展開された。

実は、主に第二次答申で述べられる開かれた大学に関する具体的施策について、その多くは既に高等教育懇談会・高等教育計画専門委員会や昭和56年中央教育審議会答申で挙げられた内容であって特段の目新しさはないのであるが、第一次答申で生涯学習体系への移行を「学歴社会の弊害の是正」と関連づけ、「生涯学習社会においては・・・どこで学んでも、いつ学んでも、個人が取得、体得した資格、学習歴、専門的技能などの成果が適切に評価されることが必要である」と、生涯学習における成果の評価を明確に掲げた点が従来の答申と異なる点と言えよう。「開かれた大学」が、単にさまざまな側面で「開かれている」ことでなく、こと教育面での開放についてはその成果が社会で適切に評価され、学歴ならぬ「学校歴」偏重という現状の改善につながることを期待されたのである。もちろん、学習成果について単位の授与・認定を行うことについては昭和28年社会教育審議会建議以来指摘されてきたことだが、それが前面に押し出されたことに注目すべきであろう。

第二次答申では第一次答申で掲げられた各主要課題についての具体的施策が展開されるが、「第一章 生涯学習体系への移行」で述べられている「開かれた大学」に関するものを列挙すると、社会人入学を容易にするための入学資格の自由化・弾力化、カリキュラム弾力化、教育内容・評価方法の工夫、社会人入学定員枠の確保、大学院については夜間大学院の開講、昼夜開講制、修業年限の短縮化（1年）、パートタイム・スチューデント制、企業側の問題として従業員の学習継続への配慮、中途採用推進のため大学等の学習成果を能力評価の客観的指標として活用すること、正課外では、地域ニーズに合致するよう内容を改善した公開講座、公開講座の単位認定や学習認定証の発行、聴講生制度を活用した正課授業の公開、大学教育開放センターを設けて地域住民向けサービスを充実すること、大学等と連携した職業能力開発、である。

また、「第四章 高等教育の改革と学術研究の振興」においても、「大学はおしなべて閉鎖的であり、機能が硬直化し、社会的要請に必ずしも十分にこたえていない」（昭和46年中央教育審議会答申からは15年経過しているにもかかわらず！）という認識に基づき具体策が述べられているが、第一章で挙げられた入学資格の弾力化やパートタイム・スチューデント、夜間コース、昼夜開講制に加え、単位累積加算、専修学校等と大学との単位互換、学位授与機関の創設が挙げられている。

これらは先に述べたとおり、決して新しい策ではないのであるが、臨時教育審議会に全く新しい視点がなかったというわけでもない。第三次答申になると、これまで正課にせよ（公開講座などの）正課外にせよ、教育課程のあり方に焦点が当てられていたのに対し、大学の財政や教員のあり方に踏み込んだ言及がなされている。「第三章 高等教育機関の組織・運営の改革」の「第一節 高等教育財政」においては次のように述べられている。

大学は、市民の生活・文化の向上、生涯学習機会の拡大、地域計画の推進、産業の活性化など多くの面で、地域と協力し、社会に開かれるべき存在である。他方、地域社会もまた大学に期待し、要望するところが少なくない。このような観点から、地域の大学、ことに国立大学と地方公共団体の協力関係について、財政的立場において地方財政法第一二条の趣旨を踏まえながらも、それぞれがその発意によって、相互の協力を深め得る新たな方策を講ずる必要がある。

予算についてはIV章で詳述するが、昭和50年代を通じて国家予算を拡大して公開講座の量を増やしてきた。しかし上記の引用は国家予算のみに頼らない新たな財政措置の可能性を提示している（もっとも、当面の策として挙げられていたのは、地方公共団体からの調査・研究委託、寄付講座、研究施設等での相互の便宜供与などである）<sup>16)</sup>。

さらに「第二節 大学の組織と運営」では、「大学教員の本務は教育・研究にあるが、管理運営への参加、社会的活動等もその任務であり、所属大学のみでなく国内的・国際的に協力を広げることも必要である」と述べている。これまでも昭和28年社会教育審議会建議から昭和56年中央教育審議会答申に至るまで、学校・教員の理解を促すことについては言われ続けてきたことであるが、それを「本務」と明記したことは目を引く点である（公開講座を教育活動の一部と見るか、社会的活動と見るか、本答申でどう位置づけているかは明瞭ではないが、学内の正課教育ではないため、社会的活動として認識している教員が多いのではないだろうか）。

なお、第四次答申に関しては、第一次～第三次答申のまとめであり、特に新しい点はない。

### III-3-3. 中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年1月30日）

臨時教育審議会の答申で提示された生涯学習体系への移行に向けて、昭和63年に文部省の組織が改組され、社会教育局が消え、代わりに生涯学習局が筆頭局として新設された。そして、平成2年には中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」がまとめられた。

本答申では、学習情報の提供や学習相談体制の整備、潜在的な学習需要を持つ人々への適切な配慮、学習意欲を高めるための啓発活動、学習成果の評価、生涯学習施設相互の連携、関係行政機関等の連絡調整体制の整備が課題として挙げられている。そして、注目されるのは、地域における生涯学習推進の中心機関として、都道府県に設置する生涯学習推進センターと、大学・短大等の生涯学習センターが検討されたことである。

本答申において、生涯学習における学校の役割として、小中学校段階においては生涯学習の基礎を培うこと、大学・短大や高等専門学校、高校、専修学校においては、地域の人々に対して様々な学習機会を提供することが挙げられている。そして「体系的・継続的な講座の実施や大学・短大等における学習機会に関する情報の提供・学習相談など、社会人を対象とした取組をより積極的に行う体制として」「各大学・短大等の自主的な判断により生涯学習センターを開設することが期待される」と述べている。

大学・短大の生涯学習センターでは、地域の実情に応じ、都道府県立の生涯学習推進センター等と協力して、必要な講座を開設したり、学習プログラムの研究開発を行うなど、地域社会との密接な連携を図ることが望まれている。昭和28年社会教育審議会建議以来、学校開放担当部局の設置の必要性が訴えられ続けてきたが、本答申の後、大学等における生涯学習センターの開設がようやくある程度の広がりを見せることとなる<sup>17)</sup>。

### Ⅲ－４．小括および今後の課題

#### Ⅲ－４－１．政策文書から見える大学公開講座の問題点

##### (1) 3つの問題

ここまで、大学公開講座に関する各種審議会答申の言説について、順を追って見てきた。本節ではその変遷過程から大学公開講座をめぐる問題点を総括してみよう。しかしその前に、公開講座同様、新制大学になり新たに導入された「一般教育」のことに少し触れたい。

筆者は本稿で扱った期間（1945～1990年）とほぼ同時期（1946～1991年）の一般教育の変遷について執筆したことがある（山本2016）。旧制大学から新制大学へと変わった際、新たに付け加わった機能がいくつかあるが、その一つが正課の（専門教育に対する）「一般教育」であり、また、別の一つが正課外の「公開講座」である。前者の一般教育について、旧制大学では行われていなかったものの戦前は高等普通教育として旧制高校等（新制大学に吸収される）で行われていたし、後者の公開講座については、法令で明記はされていなかったものの、それに類する活動は各地で行われていたので、全く「新しい」とは言い切れないかもしれない。しかし、明治期に日本に大学制度が作られて以来、大学の機能の中心は専門分野における教育と研究であったから、それらが新制大学の制度として新規導入されたとき、しかも改革が急ピッチで進められたとき、様々な問題が発生した。

一般教育の場合、それが正課の話であり、全ての学生に必ず教授しなければならないこともあり、問題はより大きく取り上げられた。問題はおおむね3点に集約される。一つは理念の共有化の問題、二つ目は責任体制の問題、そして三つ目はカリキュラムの問題である。なぜ一般教育が必要なのか、誰が一般教育を担当するのか、そして何の科目を何学年の学生を対象にどのような教授法に基づいて教えるのか、ということである。公開講座の場合、一般教育ほどには声高く議論されることはなかったにせよ、同じ問題が生じていた。

##### (2) 理念の共有化の問題

では、理念の共有化から見ていこう。一般教育では、担当教員が戦前の旧制高校等のスタッフを当てることになった事情もあって、戦前の予科的性格が抜けず、「市民の育成」や「幅広い知識の総合に基づく普遍的知性の涵養」という一般教育の理念について、教員の理解が進まなかった。新制大学発足前後から、大学基準協会の中に一般教育の周知徹底をはかるための「一般教育研究委員会」が設けられ、『大学に於ける一般教育』三部作が公刊されるなど、早くから熱心な取組が行われていたにもかかわらず、である。公開講座についても同様である。学校教育法・社会教育法が制定される以前から、社会教育局の中のちに「大学開放講座」となる文化講座が開始され、そのあり方について懇談会や委員会が設けられ、熱心な議論が行われていたにもかかわらず、それは一部かつ一時期に限られ、学校（大学）現場では学校開放の重要性の認識は十分広まらなかった<sup>18)</sup>。もちろん、財政的な問題も法律の不十分さもあっただろう。現場にはそれだけの余裕がなかったというのも事実であろう。学校や教員の意識だけに原因を求めるわけにはいかないが、教員は教育基本法の言うように「全体の奉仕者」であり、社会教育にも関与すべしという理念は、広まることはなかった。「大学＝象牙の塔」という認識は容易には変えられなかったのである。

理念についてもう一つ付け加えるならば、少なくとも戦後初期の社会教育局において、大学開放は（施設開放・通信教育もあったにせよ）「大学開放講座」とほぼ同義であったものが、昭和40年代以降に「開かれた大学」や「生涯学習施設としての大学」が大学全体の将来像として掲げられた時、公開講座だけで

はない、また、正課・正課外を問わず教育機能の開放だけにとどまらない、研究機能の開放までも含む、幅広い「大学開放」へと理念が深まっていったことが挙げられる<sup>19)</sup>。もちろん、これは望ましいことであるが、社会とのつながりとして大学公開講座のみに焦点が集まることはなくなったことを意味する（この点、一般教育が平成3年の大学設置基準大綱化により、教養教育へと脱皮したことに通じるかもしれない）。

### (3) 責任体制の問題

第二の責任体制の問題は、昭和28年社会教育審議会建議で「学校には学校開放活動のための部課あるいは係を設けること」と述べられて以来、「大学開放部もしくは大学開放に関する委員会（いずれも仮称）を設けること」（昭和30年社教審答申）、「連絡調整の機関として学内に公開講座運営委員会等を設置する」（昭和39年社教審答申）、等々、独立した部局なのか、連絡調整のための組織なのか、そのトーンはその時々で変わっているが、何らかの責任ある部・委員会の設置について長く訴えられ続けてきた。この問題は平成2年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」の「各大学・短大等の自主的な判断により生涯学習センターを開設すること」で頂点に達したと言って良いだろう（ある程度実行され、その後退行したという意味において）。

一般教育においては、ひとまず旧制高校等のスタッフをもって行うことで新制大学がスタートしたものの、彼ら一般教育担当教員と、専門学部教員との待遇格差問題が発生した。しかし、公開講座に関しては、待遇格差の話以前に、そもそも「それを誰が行うのか」ということについて具体的に述べられることがなかったのである。ただ「全体の奉仕者」という教員理念のもと、全ての教員にその担当者となることを期待していたのだろう。しかし、一般論として、全ての人に向かって話すことは、誰も自分のこととして受け止めない。そして、古い事例にさかのぼれば、明治17年から東京大学（のち東京帝国大学）が行っていた理医学講談会（のち大学通俗講談会）に関して、同大教授菊池大麓が「講師に就ても仲々人を得るに困難であって、大変に駆けずり廻らなければならぬやうな有様でありました」と嘆いたように、協力してくれる担当者を決めるのは容易なことではないのである（出相編、p.46）。教員の負担感の問題は重要である（手当が付きさえすれば良いという単純な問題ではない）。それが本務として位置づけられ、ある種強制力が働かない限り、なかなか自ら進んで担当することはないのが、昔も今も現状ではなかろうか（もちろん、何らかの理由—受講者からの強い要望、正課の制約から離れた自由な講義への欲求、経済的インセンティブ、等々—により、自主的・主体的に担当する教員がいることも事実であるが）。

関連して予算のことも指摘しておく、昭和20-30年代の社教審建議・答申のみならず、『社会教育の現状』『社会教育の展望』においても、委嘱講座の問題点として経費の僅少が絶えず問題点として挙げられている。「希望が増加しているのに反し予算は少額ずつではあるが減額されつつあり」（『社会教育の展望：1955年の現状』、p.71）という状況では、講座の開設を増加させることはできない。この問題は昭和50年代に入り予算の増額に次ぐ増額という状態になるまで続く。人と金は何にもまして重要である。

そして、もう一つ公開講座に関して挙げられるのは、責任体制の問題は大学現場における担当部局の設置問題にとどまらず、監督官庁の問題でもあるということである。大学公開講座を本来所轄すべきなのは、社会教育局（のち生涯学習局）なのか、大学学術局（のち大学局、高等教育局）なのか。戦前の文部省主催成人教育講座からの流れがあったためであろうが（とすれば問題の根は戦前からあったということになるが）、戦後初期に大学公開講座を「委嘱講座」として社会教育局の仕事として行ったことが、学校教育現場が、そして学校教育を所轄する担当部局（大学局）が、「それはうちの仕事ではない」という意

識を持つことに結果的になってしまったのではないか。大学の主体性・自主性ということを期待するのであれば、それは最初から大学学術局が大学業務の一環として取り組むべき問題であったのではないだろうか。いくら「これは社会教育局だけの仕事ではない、学校教育の部局の仕事でもある」と言ったところで、現実問題として縦割行政の中でどれほど耳を傾ける可能性があったのか。文部省内での縄張り争い（大学局と社会教育局の力関係と言った方が良いか）が実際にどれぐらいある（あった）のかは分かりかねるが、そのような問題が仮にあったとして、公開講座推進に負の影響を与えた可能性は否めない。

文部省社会教育局社会教育課の担当者についても『文部省職員録』に従って述べておこう。文部省職員録には、戦後2種類（教育事情調査研究所・『日刊』教育情報発行所版と財団法人文教協会版）出されていたようであり、その両者を調べると、少なくとも昭和24年度から昭和28年度までは学校開放を専らの担当業務とする職員または「学校開放係長」が存在していたことが分かる（昭和24-25年度森川立也、昭和26-28年度久野秀嗣）。そして、昭和29年度に一旦消えた学校開放係長は、昭和37-38年度の2年間復活し（新井喜世子）、再度昭和39年に消滅した模様である<sup>20)</sup>。

なお、昭和20年代には意気軒昂と訴えていた学校教育法・社会教育法の改正も、いつの間にか棚上げ状態になってしまった。

#### （4）カリキュラムの問題

そして三番目にして、管見では最大の問題ではないかと思われるのが、カリキュラム問題である。一般教育では、その導入が謳われてから、ただちに大学基準協会が設置され、人文・社会・自然科学の三系列均等履修の原則を持つ大学基準が定められた（昭和22年7月）。そして、先に述べたとおり、協会内に設けられた一般教育研究委員会が『大学に於ける一般教育』三部作を公刊し、理論のみならず、カリキュラム、シラバス例まで、具体的に示したのである。

一方の公開講座については、カリキュラムに関して何らの進展も見られなかった。カリキュラム研究の不在である。答申類を見ても、単位の認定という評価に関する問題を除けば、昭和30年社教審答申で国立教育研究所に社会教育研究部門を設け学校開放に関する研究を促進することや、昭和39年社教審答申で公開講座の対象・内容や開設方法について少し触れられているくらいで、責任体制、法の再検討、財政問題などに比べると、非常に僅かな指摘であると言わざるを得ない。ようやく平成2年中教審答申で学習プログラムの研究開発について言及されたのである。

しかし、例えば『社会教育の現状昭和28年度』には、今後の問題点として「学校開放講座の合理的・効果的な企画と運営方法に関する研究を促進すること」「学校開放講座における指導力を強化するため、成人教育方法論（教授法・指導技術）の研究を助成すること」（p.87）が挙げられ、さらに『社会教育の展望：1954年の現状』では、より詳細に以下のことが指摘されている。「諸企画とその運営にあたっては、とくに次の諸点について合理化をはかるため研究を深めること。①講座企画の主目標の設定、②企画委員会構成と運営、③企画内容の項目設定（開設範囲・規範・教育計画基礎資料・研究課題の意見、具体的教育目標、講師、教育課程、機関団体との協調、運営方針、開閉講式、評価、発表会、実行予算、広報活動、受講者活動、事後対策等）、④運営方法（機構・受講者活動・指導方法・日程・環境整備・レクリエーションの導入）、⑤評価、等」（p.140。同様の記述は『社会教育の現状1954』p.114にもあり）。

また、指導法については『社会教育の現状1955』に「指導力の充実と指導技術の向上」として次のように述べられている。「現在の指導的立場に立つ人の多くは、教師あるいは学識経験者であるが、とくに対象が学生とは異なり、実務についているため、これらの青年、成人の考え方にはとかく一般的に実用的な

傾向が強いため特有の指導技術をもって適切な指導が行われない限り、教育効果の向上を期し難い面があるので、広く各層からの指導者を求めることによりその指導力を充実し、技術の向上が要求せられるのである」(p.104)。あるいは、『社会教育の展望:1955年の現状』には「講義偏重のきらいがある」として「大学によっては、依然として、その対象である成人の特質も充分考慮せず、またその内容、教授法についてもとくに研究することなく、学生に対する講義の一部をただ単に講義するという傾向がないでもない。大学がこのような態度を改めずまたその指導者が依然としてその姿勢を改めないならば、いかに口に新しき理想を語り、理論を説いても、しょせんは国民から遊離したものと化してしまうであろうことを恐れるものである」(p.71)という、辛口な指摘も見られる。

学級・講座一般についてはいくつかの研究がなされ<sup>21)</sup>、また、小中学校で行われる社会学級については文部省で教育課程編成に関する参考資料を作成し、昭和26年3月各都道府県に配布し「教育内容の充実と企画の範例を示した」(『社会教育の展望:1954年の現状』、p.134)という。果たして大学公開講座について、同様の研究はあっただろうか(十分に過去の資料を調べてみないと分からないが、現時点では不明である)。

II-3で述べたように、学校教育法107条(法制定時69条)「大学においては、公開講座の施設を設けることができる」に続く、後段「公開講座に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める」(条文は現在のもの)の「必要な事項」に関しては、法が制定された昭和22年以来現在に至るまで何も定められていない。そのことは、大学基準によって定められていた一般教育と違い、公開講座は(かつての委嘱講座以外は)どのようなカリキュラムを組むか、大学が一切の制約なく自由に決めることができるという利点として捉えられる反面、時間数や内容、指導法についてレベルがまちまちとなり、講座の質を担保することができないというデメリットも含む。まさに玉石混淆だったのである。

しかし、それは致し方のない面もある。日本の大学では社会人入学が極めて少ないという事情もあり、一般教育では限られた年齢層の、学力試験をパスした一定の能力が保障された比較的同質の学生たちを相手にするのに対し、公開講座は年齢層も能力も多様で、かつ、扱う専門領域は広範多岐にわたるため、そのカリキュラム化は一般教育のカリキュラム化はもちろん、社会学級のカリキュラム化と比べても極めて難しいであろう。

研究を進める組織の問題もある。一般教育も公開講座も、戦後導入された新しい制度であるため、両者とも文部省およびCIE(民間情報局)の共催で行われた教育指導者講習(IFEL)<sup>22)</sup>のテーマに取り上げられた。そして、IFELの一般教育部門を受講した有志たちは、昭和26~28年の間に、大学関係者の自主的な研究団体である地区大学一般教育研究会を各地で結成した。これが後に昭和54年設立の一般教育学会(現在の大学教育学会)の基盤となるのだが、一般教育の理念やカリキュラム、教授法の研究を蓄積する場は早い段階で生まれていたのである。

一方の大学公開講座においては、そのような「横のつながり」が長らく存在しなかった。そもそも大学開放部局が存在しなかったためであるが、『社会教育の展望:1955年の現状』では「関係者の情報の交換その他が充分でないこと」(p.72)が問題点の一つとして挙げられている。三井為友も「横の連絡組織をつくれば・・・開放講座実施方法についても研究討議を重ねて、改善の実を挙げるができるであろう。しかるにわが国のばあい、大学開放も通り一遍の講演であったり、ひどいものになると、正規の学生に対して行う講義そのままが繰り返されているという状況であって、Workshopとか、Seminarとか、Tutorsystem等が研究されている兆候はほとんど見られない」(p.44)と指摘している<sup>23)</sup>。

最後に学習成果の評価の問題を挙げよう。昭和28年社教審建議で「学校開放講座において必要に応じ単

位を授与することのできる規定を設けること」と提言されたものの、平成2年中教審答申に至っても「生涯学習の成果を学校教育の単位として転換する仕組み及びこれらを各種公的資格の基礎とするための方途についても検討するとされており、今後、関係審議会等との関連も考慮しつつ、更に審議を続けることとする」とあり、この問題は延々と先送りが続いている。大学公開講座に単位認定に値するものがどれほどあるか、ということも問題であろう。カリキュラム研究が進まず、学校教育法107条の「必要な事項」も定められない状況下で、基準のない大学公開講座の単位認定は難しい。科目等履修生制度が生まれ、放送大学など身近に単位認定を受けられる機会が増える中、単位認定を求める学習者の選択肢は大学公開講座以外にあるという事情もあるだろう。単位認定だけが評価のあり方ではないが、臨教審の「どこで学んでも、いつ学んでも・・・成果が適切に評価される」という流れからは取り残されてしまった感がある。

### Ⅲ-4-2. 今後の課題

さて、本稿は政策文書をほぼ審議会答申に限って検討したが、大学公開講座をめぐる政策をより多面的に検討するためには、多くの課題が残されている。本稿で取り上げなかった点をまとめると、以下のとおりである。

1. 学校教育法および社会教育法で「大学公開講座」の法的根拠が与えられたが、それは戦後の占領政策の中で行われたことであり、米国教育使節団はもちろんのこと、GHQ/SCAP内のCIE（民間情報教育局）や、その要請で作られた教育刷新委員会の影響を考えないわけにはいかない。本章冒頭で触れたとおり、その事情は本稿では一切無視して法は「所与の条件」としたが、学校教育法69条および社会教育法第五章（いずれも制定時）の成立過程については、別途詳しく検討する必要がある。
2. 学校教育法・社会教育法成立後には、教育指導者講習（IFEL）の第5期および第6期で公開講座が取り上げられ、東イリノイ州立カレッジの普及部長（Director of Extension, Eastern Illinois State College）であるB.Heiseを講師として、大学公開講座は具体的にどのように実施されるべきか、指導が行われた。IFELの関連文書は復刻されて入手しやすい状況にある（高橋1999など）。同講習の内容や成果について分析する必要がある。
3. 本稿は大学公開講座の戦後史を文部省資料から見ることを主としたが、占領下の沖縄における琉球大学「普及講座」に独自の動きがあったことが分かっている<sup>20</sup>。本稿で取り上げた文部省資料では、文部省社会教育局『大学開放講座の現状』（昭和48年3月1日）までは沖縄の大学は含まれず、『大学資料』64・65合併号（昭和52年12月）掲載「大学教育の改善等の状況について」（昭和51年度大学公開講座の開設状況含む）に、はじめて琉球大学と沖縄大学が登場する。文部省資料に含まれない昭和47年以前の沖縄の動向も含めて、戦後の大学開放史を辿ることを、今後の課題としたい。
4. 占領政策の関係以外にも検討すべき点がある。文部省の高等教育に関する政策は、大学基準協会、国立大学協会、公立大学協会、私立大学協会、私立大学連盟などの大学関係者による組織・団体の影響下にあったし、その他、1970年前後の大学紛争最盛期に「開かれた大学」が謳われるようになった背景として、自由民主党文教制度調査会編『国民のための大学』（自由民主党広報委員会出版局、1969年）の影響も無視できない。今回全く触れることのできなかつたこの点についても、後日の宿題としたい。

(以下、『香川大学生涯学習教育研究センター研究報告』第22号に掲載予定。)

#### IV. データに見る大学公開講座

おわりに

#### [注]

- 1) 訳文はいずれも村井(1979)による。
- 2) 戦後の大学改革と言えば、一般教育(教養教育)の導入が挙げられる。戦前の旧制大学が大学令で「學術の蘊奥の攻究」と「人格の陶冶」を謳いながらも、実情は前者に偏り、もっぱら専門的学問の教授となっていたことへの反省に基づいており、同様に、米国教育使節団報告書が起点となった。しかし、一般教育の導入については、団員による勧告というよりも、使節団の協力機関として作られた日本側教育家委員会の委員長南原繁の進言によるとも言われている(土持2006、p.151)。公開講座の場合はどうであったのか、今後の課題である。
- 3) 『香川大学生涯学習教育研究センター研究報告』第20号に掲載した拙稿p.55において、慶應義塾大学の公開講座について「文部省委嘱ではなく自主的に開講したものである」と書いたが、森川の説明によれば、昭和21年度の文化講座は官公私立の大学高専で開設したということであるから、自主講座ではなく委嘱講座だった可能性もある(昭和21年度の29の文化講座がどの大学高専で開講したものであるか、本稿執筆時点では不明である)。そもそも社会教育法によって学校施設の利用を国公立の学校と定める以前の私立大学の扱いは明確ではない。
- 4) 副委員長となった古坂崑城(後に青山学院院長・理事長)は、昭和24年の社会教育審議会学校開放分科審議会発足後も同委員を務めた人物であるが、田中耕太郎(文部大臣、在任期間：昭和21年5月22日～昭和22年1月31日)とは出身校である福岡県立中学修猷館の同期で親友であったという。その田中耕太郎は昭和21年12月7日の帝大総長・官大学長会議の文部大臣挨拶にて次のように述べている。「大学はその使命に忠実でありながら、民主主義政治の原理に従って新たな社会的任務を果たすことを否定するものではない、社会教育、公民教育の重要性が痛感せられ、又一般の知識教養の水準の向上が必要とせられる、今日いわゆる大学のエクステンションは世間の大いに期待するところである」(田中、p.2)。なお、委員長の石沢貞義の「庶務課長」職は、『文部省職員録：昭和24年12月1日現在』(教育事情調査研究所・『日刊』教育情報発行所発行)によると、名簿上、学長、事務局長、厚生補導部長に次ぐ4番目に記載されている。
- 5) この時期の学校開放をめぐる動きについて、執筆時点までに分かったことはごく僅かである。学校開放講座懇談会に参加した学識経験者とは誰か、学校開放講座委員会設置準備委員会の委員は誰で、小委員会・総会はいつ開催されたのか。そして、学校開放委員会の委員長・副委員長以外の委員は誰で、学校開放委員会規程および部会・総会は具体的にどのようなものだったのか、等々、不明な点は多い。『文部省第75年報』(昭和22年度)の「委員会、協議会等」の項には、確かに、学校開放委員会が設置年(昭和22年)とともに記されているものの、『文部省第76年報』(昭和23年度)の同項には学校開放委員会は存在しない。昭和23年度が書き忘れなのか、開催実績がなかったのかは不明であるが、後身の社会教育審議会学校開放分科審議会が昭和24～25年度に月1回ペースで開催されていたことを勘案すると、単なる書き忘れの可能性が高い。
- 6) 発足時の社会教育審議会学校開放分科審議会の委員については不明である。現在所蔵が確認されている戦後発行の『文部省職員録』の中で、審議会委員についての記載がある最も古いものは財団法人学術文献普及会による昭和27年11月25日発行版である。それによれば、同分科審議会の委員は以下の17名となっている。清水文平、古川栄一、田尾一一、檜垣良一、百瀬甫、平山まさ、清水安磨、加納一馬、山本敏夫、古坂崑城、久保金三郎、山岸祐(原文は「示」偏に「右」)、塚原千尋、平沢薫、松元文子、早坂朝太郎、山本佳男(同書、p.586)。
- 7) 社会教育審議会令の改正経緯は官報および国立公文書館デジタルアーカイブで確認したものだが、『文部省年報』に基づき審議会の開催状況を調べると、同令6条には書かれていない「父母と先生の会」分科審議会が昭和25～28年度まで存在している(前身と思われる「父母と先生の会」委員会は昭和22年度に初出。ただし昭和23～24年度は記載なし)。この時期の『文部省

年報』の記録は、社会教育審議会令上は存在するはずの分科審議会の記録がなかったり、逆にないはずの分科審議会の記録があったりという状況で、記録の正確さについてはあまり信頼できないと言わざるを得ない。

- 8) 昭和46年4月の社会教育審議会令一部改正により、第一条に「八 学校開放に関する事項」が登場し、学校開放が単独事項として復活するが、学校開放分科会は復活しなかった。
- 9) 三井為友は、戦後の大学開放講座について次のように述べているが、同じことは学校開放分科審議会の開催数からも見て取れる。「戦後初期は（筆者注：昭和25-26年頃までか？）、大学開放講座にたいして相当な期待がもたれ、これを盛んにしていこうという意気込みが感じられるが、まもなく数年にわたっての急速な衰退期に入り」「いわば風船のように急激にふくらんで、あっというまもなく、しぼんでいった」（三井、pp.23-24）。
- 10) 地方財政平衡交付金のこと。シャープ勧告に基づいて昭和25年に創設された。地方公共団体間の財政力の不均衡を是正するためのもので、昭和29年現行の地方交付税交付金に改められた。
- 11) 戦後初期の社会教育行政と学校教育行政との関係について、三井は次のような見解を述べている。「日本の社会教育行政当局には、もともと学校教育から分離して、社会教育独自の世界を築きあげようとする傾向もあった。・・・社会教育の学校教育からの独立を願うような、やや見解の狭い行政的な発想が、はじめからわが国の学校開放をゆがめてしまったということも言えるであろう。すなわち、はじめから学校の側にとっては、社会教育は学校教育活動を妨害する邪魔者としか見られないような事態を招いてしまったのである」（三井、p.40）。社会教育の学校教育からの独立意思はあっただろうが、昭和28年社会教育審議会建議を読む限りでは、こと学校開放講座については学校教育とともに協力して推進していこうという意欲は見取れる。しかし、学校側は（その余裕がなかったという背景もあろうが）同じほどの熱意は持っていなかった。加えて、とりわけ大学という組織は、その自主性により行政当局の依頼に容易には応じないという性質がある（同上、p.39）のも原因の一端であったろう。なお、三井は続いて以下のように述べているが、これについては全くその通りであると思われる。「このことは、社会教育が、社会教育独自でその活動を展開できるような、独自の物的施設を持つという発想によって、一層拍車がかげられた。すなわち、全国津々浦々に網の目にはりめぐらそうとした公民館の構想がそれである。・・・公民館の設置奨励によって、日本の社会教育活動は大きく学校から離れていった。これが、大学開放をも急速に衰退させ、やがて衰退のままに、停滞させたというべきかもしれない」（同上、pp.40-41）。
- 12) 前期計画より以前、例えば、高等教育懇談会「高等教育の拡充整備計画について」（昭和49年3月29日）を見ると、「今後における高等教育への進学者については、いったん社会に出たのちにいわゆる生涯教育として高等教育の機会を求める者が増加すること、更に高等教育自体が、大学開放講座、通信教育、放送大学（仮称）等によって拡張されていくことに留意する必要がある」と指摘されている。このように、前期計画の時点までは、大学公開講座については一応言及されるものの、具体的な対策はほとんど何も述べられていないのが実情である。なお、昭和46年中央教育審議会答申同様、昭和47年度以降の高等教育懇談会のとりまとめにおいては「開かれた大学」を謳う中、もっぱら登場するのは「社会人の再教育」という言葉である。その一つの手段として放送大学等とともに大学公開講座が列挙されている。
- 13) 詳しいデータはIV章で説明するが、前期計画が出された昭和50年度の国公立大学の委嘱講座数は42大学75講座（『昭和50年度文部省第103年報』）、後期計画が発表された昭和54年度の国公立大学で開設された公開講座数は82大学403講座（私立大学も含めると201大学1181講座、文部省大学局大学課「大学教育の改善等の状況について（昭和54年度大学公開講座の開設状況を含む）」『大学資料』76・77合併号）である。ただし、昭和51年度前後のデータについては社会教育局から大学局へと予算の付け替えが起こったためか、依拠する文献によりデータが相当異なるという混乱が見られるため、正確な比較は難しい。とはいえ、この時期の傾向として大学公開講座の開設大学数・講座数ともに逐年増加していることは間違いない。
- 14) ここで公開講座の現状として挙げられているデータは、実施大学数、開設講座数、開設時間数、受講者数の他、内容内訳、一講座あたりの開設時間、受講対象者である。
- 15) 昭和56年の段階で大学教育開放センターが設置されていた国立大学は、東北大学（昭和48年設置）、金沢大学（昭和51年設置）、

香川大学（昭和53年設置）の3大学である。

- 16) 第三次答申の第三章第二節の「(3) 開かれた大学」の項では、同様の観点から「地方国立大学の場合、地方公共団体との間に協議の場を設け、地域の要請を受けとめるとともに、相互の交流疎通を図ることを検討すべきである」と述べられている。それに続き「生涯学習社会において大学に期待される役割は極めて大きく、公開講座、市民講座等を通じての市民への学習機会の提供、図書館、体育館等諸施設の社会的開放、学部レベル、大学院レベルへの社会人の受入れ、出版活動、新しいメディアの活用等、生涯学習への協力、関与を一層積極化することが要請される」とある。内容面で特に気になることはないのだが、この第三次答申で突然出てきた「市民講座」が何を指しているのか不明である。瑣末なことだが気になる点である。
- 17) 平成2年中教審答申以前に生涯学習センターに類するセンター（大学教育開放センター）が設置されていた国立大学は、注15で挙げた3大学と徳島大学の4大学であったが、本答申以降の12年間（平成2～13年度間）で、国立大学に限っても新たに21大学が生涯学習センターを開設した。ただし、本稿執筆の数年前より、学内の組織再編によってこれらのセンターが合併されたり消滅する例も見られる。
- 18) 学校開放の重要性の認識が広まらなかった原因として、三井は戦前の文部省主催成人教育講座の負の影響を挙げている。「初期においては、ここでは生活改善運動が中心であり、あわせて科学思想の普及も考慮されていたが、漸次思想善導の色彩が濃厚になり、昭和初期の教化総動員体制へ、やがて、戦争期の国民精神総動員体制へと進展していくのである。直轄学校を中心として、わが国の高等教育が、国策に無条件に追従させられていったあとをふりかえってみるならば、大学人が社会教育活動への進出をしぶる空気が出来上がってしまったこともうなづけないわけではない」（三井、p.42）。
- 19) この点については注意が必要である。本稿は社会教育局を中心に見てきたためにこのような記述になったが、別の見方もあり、三井は次のように述べている。「とくに戦後は大学通信教育が制度化されて、その面接授業（Schooling）も義務化されたために、大学開放部にあたるべきものが、通信教育部であるという考え方も成立した。この観点からすれば、わが国の大学（多くは私立大学）が持っている夜間部または夜間学部も大学開放活動の一種であり、また聴講生や研究生の制度も、大学開放活動であるとする考え方も成立する。／しかし、わが国の場合、夜間学部も、大学通信教育も、「いわゆる社会教育であるよりは、もう一歩進んで大学正規の課程である」とする考え方が強い。これらの課程を社会教育活動とし、大学開放活動とするには、明らかに躊躇させられるものがある」（三井、p.44）。しかし、本来は、大学開放活動＝社会教育活動にとどまらないものである。大学開放を「大学開放講座」として社会教育の文脈の中で狭く考える方が、そもそも間違いであろう。
- 20) 2種類の文部省職員録について補足説明をしておこう。一つ目の教育事情調査研究所・『日刊』教育情報発行所（のち株式会社「日刊」教育情報社）は、昭和24年12月1日現在のものが戦後最も古く、以後、25年11月20日、27年2月10日、27年11月20日、28年11月1日、30年1月15日、30年11月1日、31年10月15日、32年11月1日、33年11月11日、34年7月1日、35年5月1日、36年9月15日（36年9月1日という版もあり）の計13（14）点が現存する。二つ目は財団法人文教協会または財団法人学術文献普及会によるものであり、発行元が年度により異なるが（主には文教協会）両者の書式はほぼ同じであり、継続したものと考えられている。昭和25年度が戦後最も古く、以後、27年度、32年度と不定期に刊行され、昭和37年度以降は現在に至るまで毎年発行が続いている。どちらも本省、国立大学・付属機関、国立博物館・研究所等の職員を扱っている点は同じであるが、掲載している内容に少々の違いがある。（なお、冊子体の職員録が発行される以前は、抄録ではあるものの、『文部時報』に昭和21年2月15日現在、昭和21年10月20日現在、昭和22年6月25日現在のものが掲載されている。）
- 21) 例えば、文部省調査普及局調査課編『アメリカの社会教育：教育調査第22集』（1949年）や文部省社会教育局編『社会教育の方法』（1954年）など、文部省が成人教育の方法について調査しているが、大学公開講座に特化したものではない。
- 22) IFEL（The Institute For Educational Leadership）とは1948（昭和23）年9月から1952（昭和27）年3月まで8期にわたり（占領終結後にCIEの関与なく第9期も実施されている）、文部省およびCIEの共催で教育関係専門家の養成を目的として開催された講習会のことである。当初は教育委員会の新設に応じて、教育委員会職員、教育長等に対して新しい教育行政指導者に必要な専門的訓練を行なうことを主目的としていたが、やがて大学行政官、教員養成系大学学部の教授、附属学校教職員、小中学

校校長等に対する教育にも重点がおかれた。

- 23) 大学開放に関する横のつながりは、昭和54年6月14日、注15にあげた3大学の定期的な意見交換のため、第1回大学教育開放センター研究協議会（現在の全国国立大学生涯学習系センター協議会）が香川大学にて開催されたことによってはじまった。蛇足であるが、同じ昭和54年に設立された一般教育学会の初代事務局も香川大学であった。意外と（と書いては当時の先生方に失礼かもしれないが）この時期の香川大学には存在感がある。
- 24) 占領下沖縄では「公開講座」でも「開放講座」でもなく、「普及講座」という言葉が使われていた（1958年制定の学校教育法68条）。横山宏・小林文人は、次のように述べている。「本土の社会教育法制史にはみられない貴重な事例として大学拡張の歴史がみのがされてはならない。1950年に開学する琉球大学は、戦後においても閉鎖的な日本の大学と異なってアメリカ型大学拡張の制度をもっていた」（横山・小林、pp.48-49）。本稿では、関連する先行研究として、末本（1985、1988）、小川（2012）等があることを指摘するに止め、詳しい検討は今後の課題としたい。

### [資料一覧（追加分）]

#### 1) 文部省資料

##### ① 答申類（登場順）

社会教育審議会建議「学校開放活動促進方策について」（昭和28年2月16日）

社会教育審議会答申「学校開放の実施運営はいかにあるべきか」（昭和30年3月18日）

以上2件、文部省社会教育局社会教育課編『社会教育審議会要覧』（1960年）に所収。

社会教育審議会答申「大学開放の促進について」（昭和39年7月17日）

社会教育審議会「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（昭和46年4月30日）

以上2件、文部省内社会教育行政研究会編集『社会教育行政必携：昭和60年度版』（第一法規、1984年）に所収（隔年で発行されている他の年度版にも所収あり）。

中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年6月11日）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_chukyo\\_index/toushin/1309492.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309492.htm)（2016年2月1日閲覧）

高等教育懇談会「高等教育の拡充整備計画について」（昭和49年3月29日）

『大学資料』第51号、pp.38-76。

高等教育懇談会「高等教育の計画的整備について（前期計画）」（昭和51年3月15日）

『大学資料』第57・58合併号、pp.17-40。

大学設置審議会大学設置計画分科会高等教育計画専門委員会「高等教育の計画的整備について（後期計画）」（昭和54年12月14日）

『大学資料』第74号、pp.1-22。

大学設置審議会大学設置計画分科会高等教育計画専門委員会「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について（報告）」（昭和59年6月6日）『大学資料』第92号、pp.1-47。

中央教育審議会答申「地域社会と文化について」（昭和54年6月8日）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_chukyo\\_index/toushin/1309548.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309548.htm)（2016年2月1日閲覧）

中央教育審議会答申「生涯教育について」（昭和56年6月11日）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_chukyo\\_index/toushin/1309550.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309550.htm)（2016年2月1日閲覧）

臨時教育審議会「教育改革に関する第一次答申」（昭和60年6月26日）

同「教育改革に関する第二次答申」（昭和61年4月23日）

同「教育改革に関する第三次答申」（昭和62年4月1日）

同「教育改革に関する第四次答申」（昭和62年8月7日）

以上4件、「臨教審答申総集編」『文部時報臨時増刊号』（1327号、1987年8月）に所収。

中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年1月30日）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_chukyo\\_index/toushin/1309571.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309571.htm)（2016年2月1日閲覧）

②答申類以外

森川立也「社会教育審議会学校開放分科審議会」『文部時報』第877号、1950年10月、pp.32-35。

『文部省年報』（第73～118年報、昭和20年度～平成2年度）、1950-1997年。

『文部省職員録』教育事情調査研究所・「日刊」教育情報発行所（他）、1949-1961年。

『文部省職員録』文教協会（他）、1950-1990年。

2) その他（著者名順）

アルヒーフ編集・制作『占領期教育指導者講習研究集録：昭和25年度（第1期～第3期）』CD-ROM版、すずさわ書店、2009年。

小川忠『戦後米国の沖縄文化戦略：琉球大学とミシガン・ミッション』岩波書店、2012年。

末本誠「琉球大学の拡張・普及活動―「復帰」前沖縄における「地域の大学」の試み―」、小林文人、平良研一編『民衆と社会教育：

戦後沖縄社会教育史研究』エイデル研究所、1988年、pp.134-164。

高橋寛人編『占領期教育指導者講習（IFEL）基本資料集成』第1～3巻、すずさわ書店、1999年。

田中耕太郎「大学の機能」『文部時報』第836号、1947年1月、pp.1-2。

土持ゲーリー法一『米国教育使節団の研究』玉川大学出版部、1991年。

土持ゲーリー法一『戦後日本の高等教育改革政策：「教養教育」の構築』玉川大学出版部、2006年。

出相泰裕編著『大学開放論：センター・オブ・コミュニティ（COC）としての大学』大学教育出版、2014年。

東京学芸大学社会教育研究室戦後沖縄社会教育研究会編『占領下沖縄の社会教育・文化政策：沖縄社会教育史料第5集』東京学芸

大学社会教育研究室戦後沖縄社会教育研究会、1985年。

村井実『全訳解説アメリカ教育使節団報告書』講談社学術文庫、1979年。

山本珠美「教養をどう教えるか―「一般教育」制度化後の教育実践・研究に関する一考察―」武重雅文編『若者、政治、大学教育』

美巧社、2016年、pp.31-66。

横山宏・小林文人編著『社会教育法成立過程資料集成』昭和出版、1981年。